

2023年6月28日 制定

2023年12月6日 改正

2024年12月8日 改正

指導者ライセンス制度運用規定

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「連盟」という。）における指導者の質の向上と統一を図り、安全かつ適切な指導環境を確保する為に、指導者のライセンス取得に関する必要な事項を定める事を目的とする。

(対象者)

第2条 本規定の対象者は、連盟登録する全て指導者（連盟・ブロック・支部の役員、並びに連盟登録チームの代表・副代表・監督・コーチ・マネージャー・審判員「BL2級以上」）の方を対象とします。

(指導者ライセンス取得手続き)

第3条

- 指導者ライセンスを取得しようとする者は、連盟が指定した次の手続きが必須で、手続きを終了した者に指導者ライセンスを与える。
 - 連盟が指定した講習等の受講を登録申請前までに終了し、受講確認（認定）を受けた者に当該年度与える。
 - 受講後、アンケートの提出が必須。
 - 毎年度、指導者登録申請前までの受講（認定）が必須。
 - 当該支部長による講習等の受講確認。（署名または記名・押印）
 - 支部担当連盟役員による講習等の受講確認。（署名または記名・押印）
- 指導者ライセンス取得手続きを終えアンケートを提出した者に対し、支部長及び担当理事の判断にてライセンス認定指導者としての疑義が生じた場合次の手順にて認定可否を行う。
 - 支部長はライセンス検討委員会（支部長以下支部役員にて構成）を開催
 - ライセンス検討委員会にて認定の可否につき協議。
 - 認定の場合は、第3条の手続きに則り支部長・担当役員が署名または記名・押印
 - 認定に何らかの異議が生じた場合は、当該指導者にその旨を通知すると共に 当該チーム代表の意見を仰ぎ認定の可否を判断
 - 当該チーム代表より認定推薦の意見が申し述べられた場合、同代表の「推薦書」を以って認定とする
 - 不認定の場合は、その旨を当該指導者に通知すると共に、弁明の機会を与える

(有効期間)

第4条 連盟指導者登録年度の翌年度2月末とする。

(指導者ライセンスの表示)

第5条 連盟が指導者登録年度に交付する指導者証に表記する。

(取得手続き未終了者の取り扱い)

第6条 連盟が指定した取得手続き(第3条)を終了していない指導者及び不認定の指導者に対しては、指導者登録申請書が提出されても、指導者登録は認めない。

2. 取得手続き終了後、連盟指定の申請により後日登録を認める。

(指導者ライセンスの喪失)

第7条 連盟の指導者でなくなった者。

(運用の見直しと改善)

第8条 指導者ライセンス制度の運用において問題点や改善点が生じた場合、連盟は適宜見直しを行い、改善策をライセンス委員会において検討する。

2. 指導者からの意見やフィードバックを積極的に収集し、制度の充実と適切な運用を図る。

附 則

1 この指導者ライセンス制度運用規定は、2025年1月1日から運用する。

2 この規定の細則は、理事会の議決によって別に定める。